

○みなかみ町身体障害者自動車免許取得費補助要綱

平成18年10月1日

告示第75号

(趣旨)

第1条 身体障害者の自立更生を促進するためにみなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）及びこの要綱に定めるところにより、上肢、下肢又は体幹機能の障害者が普通自動車免許（以下「免許」という。）を取得する場合、その取得に要する経費の一部を補助する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条の規定による適性試験に合格し、免許を取得しようとする次の各号に掲げる者とする。

- (1) みなかみ町内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和24年厚生省令第15号）別表第5号の1級から6級に該当する者で、上肢障害、下肢障害又は体幹機能障害を有する者
- (4) 所得税年額120,000円以下の者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は前条に規定した者が、群馬県公安委員会の指定した自動車教習所で教習を受けるために必要な経費（以下「教習料」という。）とする。

(補助額)

第4条 補助額は予算の範囲内において、次の基準により算出した額とする。

- (1) 教習料から寄付金、その他の収入を控除した額と、補助基準限度額210,000円とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。
- (2) 補助基本額に次の補助率を乗じて得た額を補助額とする。
  - ア 生活保護法による被保護者、市町村民税を課せられていない者及び市町村民税所得割を課せられていない者…10分の10
  - イ 上記以外の所得税を課せられていない者…10分の5
  - ウ 所得税年額120,000円以下の者…3分の1

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の書類に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 「身体障害者自動車免許取得費補助金交付申請書」（様式第1号）
- (2) 「身体障害者自動車免許取得費補助事業計画書」（様式第1号の2）
- (3) 「申請状況調書」（様式第1号の3）

(補助金の交付)

第6条 町長は、前条の補助金の交付申請に関する書類の内容を審査し、補助金の交付を必要と認めるときは交付決定をする。補助金は第10条に定める事業実績報告書の内容を確認した後に精算払いする。

(事情変更による申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた後に、次の各号に掲げる事由が生じたときは身体障害者自動車免許取得費補助事業変更申請書(様式第2号)を町長に提出し承認を得なければならない。

- (1) 免許取得の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 免許取得のための自動車教習を中止したとき。

(事情変更による申請の承認)

第8条 町長は、前条の変更申請書の提出を受けたときは、これを審査し身体障害者自動車免許取得費補助事業変更承認書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(免許取得の期間)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該年度の末日までに免許を取得するものとする。ただし、町長が必要と認めて指示した場合は、この限りではない。

(事業実績)

第10条 補助対象者は、前条に定める免許取得の結果を記載した「身体障害者自動車免許取得費補助事業実績報告書」(様式第4号)、「身体障害者自動車免許取得費補助事業精算書」(様式第4号の2)、「口座振替申込書」(様式第4号の3)及び「証明書」(様式第4号の4)を免許取得後20日以内に町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助対象者が補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取消し、若しくは返還させることができる。

- (1) みなかみ町補助金等に関する規則及びこの要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき、町長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(調査)

第12条 町長は必要があるときは、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者(以下「該当者」という。)に対して報告を求め、又は必要な調査を実施することができる。

2 前項の報告の聴取又は調査に対し該当者は協力しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。